

地方自治法第199条第14項の規定により，市長からの要求監査の結果に基づき講じた措置状況について，これを公表する。

令和5年2月10日

神栖市監査委員

池 田 誠

神栖市監査委員

石 井 由 春

契 第 172 号
令和5年2月10日

神栖市監査委員 池田 誠 様
神栖市監査委員 石井 由春 様

神栖市長 石田 進

監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により下記の報告に係る措置状況を別紙のとおり通知します。

記

1 対象監査報告

令和4年5月9日付け監第7号報告

令和4年5月9日付け監第7号報告に基づき講じた措置状況について

番号	指摘事項	措置状況
①	<p>当市においては、随意契約に際し、契約主管課長との協議のほか、当市設置の随意契約選定審査会による審議を加えたこと、また、定額を超える随意契約案件に係る公表を開始したことは、より公正かつ適正な契約事務を重んじる姿勢が感じられる。</p> <p>しかしながら、地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は契約の例外的な方法であることを十分に認識し、随意契約の実施の是非や具体的な契約方法については、慎重に判断をしなければならない。</p>	<p>地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は契約の例外的な方法であることを再度、周知徹底し、理由なき随意契約を締結することのないよう、随意契約選定審査会において慎重に審議しているところです。</p> <p>引き続き、より公正かつ適正な契約事務に努めてまいります。</p>
②	<p>今般の審査対象案件は、概ね土木関係建設コンサルタント業務であり、設計書作成業務が大半を占めていたことが、1事業者が多く請け負う一因となったことも推察される。ただし、特定の1事業者を選定することは、十分な説明責任を果たすことができるのであれば問題はなかろうが、決して好ましいことではない。</p>	<p>監査結果を踏まえ、設計の諸条件や市民生活への影響度合等を再度勘案し、一部の特別な案件や特に重要度の高いライフラインに関連する業務を除き、競争入札による発注としております。</p>

③	<p>契約相手の選定理由として、行政を補完する法人であり、必要な知識、高い技術力、豊富な実績があり、経費の削減等が認められるとのことであるが、前例踏襲的な継続的契約になると、競争性に乏しく、公正性の面で問題が生じることも懸念され、今後改善すべき事項であると考え</p>	<p>継続的契約につきましては、前例踏襲を理由とした業者選定にならないよう、新たに履行可能な事業者はいないか、あるいは発注内容を工夫することで一部業務だけでも競争入札にすることはできないかなど、契約管財課長との協議や随意契約選定審査会での審議を通じて、よく検討のうえ発注するよう努めております。</p>
④	<p>特定の業務については、競争入札への見直しの検討が行われにくい現状にあるが、競争入札に移行できない場合は、プロポーザル方式など複数者での競争性を確保した随意契約を行うよう努められたい。</p>	<p>業務の性質または目的が価格のみによる競争入札に適さないときは、神栖市プロポーザル方式に関するガイドラインに基づき、プロポーザル方式を積極的に採用しています。</p> <p>今後も、プロポーザル方式などを採用し、随意契約においても競争性を確保できるよう努めてまいります。</p>
⑤	<p>これまで例月出納検査や定期監査において指摘してきたところではあるが、契約にあたっては、競争性、透明性、公正性が求められており、関係法令に基づき公正かつ適正な契約を執行するとともに、契約に対する信頼性を損なわないようガバナンスを強化することを望むものである。</p>	<p>今年度、神栖市では、契約事務基礎研修や入札談合等関与行為防止法等に関する研修を行い、随意契約の適正な運用方法や地方公共団体が競争入札を原則とする背景等を周知しているところです。</p> <p>今後も、神栖市の契約に対する信頼性を損なうことのないよう、公正かつ適正な契約執行に努めてまいります。</p>